

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和元年 6 月

都城工業高等専門学校

- ・ 自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・ （該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・ 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号、自己評価書「根拠資料編」での掲載ページを記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（ページや行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。この場合は、自己評価書「根拠資料編」にリンクを貼ったウェブサイト公表資料の一覧を添付すること。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200 字以下を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号、自己評価書「根拠資料編」での掲載ページを記入すること。
- ・ 関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	都城工業高等専門学校
2. 所在地	宮崎県都城市
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科、電気情報工学科、物質工学科、建築学科 専攻科課程：機械電気工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：機械電気工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：機械電気工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：858 人 教員数：専任教員 62 人 助手数：0 人
(2) 特徴	
都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、学校教育法 70 条の 2「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」に沿った高等教育機関として昭和 39 年度に 3 学科（機械工学科、電気工学科、工業化学科）で開設された。その後、昭和 44 年度に建築学科が新設され、4 学科体制に移行した。なお、宮崎県下で建築学科を有する高等教育機関は現在も本校のみである。また、平成 7 年度には工業化学科を物質工学コースと生物工学コースをもつ物質工学科に改組し、平成 19 年度には電気工学科を電気情報工学科に名称変更した。さらに、平成 14 年度には、高専 5 年間の教育課程の上に 2 年間のより高度な専門的知識と技術を教授し、実践的な技術力を有し、関連領域の知識や技術を有機的に結合できる研究開発型技術者を育成するとともに、良識ある技術者としての人格形成や国際性を育成することを目的に、専攻科（機械電気工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻）が設置された。 本校は、中学卒業時からの 5 ヶ年一貫教育を行う工業高等専門学校の特徴を生かすために、実験実習科目を重視するとともに、低学年から専門科目を段階的に配置する「くさび型」のカリキュラムを編成し、実践的な技術者を育成している。その結果、豊かな創造性と優れた人格を有する多くの卒業生を産業界に送り出してきた。また、それと同時に、より高度な専門性を探求できる学生たちを大学及び高専専攻科に進学させてきた。専攻科では、平成 15 年度より、本校の 4、5 年生及び専攻科生に対して、学士課程教育の国際水準を満足する「生産デザイン工学」プログラムの履修を課している。本プログラムは、平成 17 年 5 月に日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）により認定（認定開始年度は平成 16 年度）された教育プログラム（工学（融合複合・新領域）関連分野）であり、所属学科又は専攻の専門分野のみならず、複合した工学領域でも自立した実践的技術者として幅広く活躍できる高度な専門知識と応用力を修得できるように設計されている。現在も本プログラムに従って教育を実施しており、令和 3 年 3 月まで JABEE より認定を受けている。 一方、より優れた学生の確保を目指し、進学説明会及び中学校訪問を積極的に実施することで、本校には、南九州圏域の中学校から多くの成績優秀者が入学している。また、低学年次には、数学の補習等の学業面での支援はもとより、ショートホームルーム及び特別活動を通しての学級担任及び全教員によるきめ細かな指導を実施している。さらに、学生には課外活動への参加を促し、学校及び後援会によるクラブ及び同好会活動への積極的な支援を行っている。その成果として、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、アプリコンテスト、低燃費車競技等で全国的にも優秀な成績を残している。 本校は国際化に重きを置いており、学生の海外渡航を積極的に推進している。本科生については本校とタイの大学との共同シンポジウムの開催、専攻科生については長期インターンシップでの研究活動の支援、本科生及び専攻科生	

を対象にモンゴルの大学との学生交流を毎年行うなど、学生の海外渡航を後押ししている。また、本校は高専機構主催の「高専教育の海外展開」支援幹事校であり 5 校の支援校とともにモンゴル国にあるモンゴル国立科技大付属高専、モンゴル工業技術大学（I E T）付属高専、新モンゴル学園高専と学術交流に関する協定書締結を交わし、3 高専への教育支援、就職支援などを主に行っている。また、本校学生が、国際社会に対応できるコミュニケーション能力を身に付けるように、英語教育にも重点を置き、低学年生には英語検定の受験を奨励し、高学年生及び専攻科生に TOEIC IP 試験の受験を必修化している。TOEIC IP 試験では後援会からの支援を受け、受験者の経済的負担の軽減を図っている。

さらに、本校は、平成元年度に総合材料開発技術センターを設置し、宮崎県南西及び鹿児島県大隅地域の異業種交流グループ霧島工業クラブ（高専を囲む会）との連携による地域密着型の研究教育活動を積極的に展開してきた。平成 26 年 4 月には地域連携テクノセンターを開所し、地域との連携をより一層充実させている。平成 29 年度には、“KOSEN（高専）4.0” イニシアティブ事業として、「国際性および社会実装力を育む教育システムの開発～地域ニーズに基づくアグリエンジニアリング教育をベースとして～」が採択され、宮崎の特徴を生かし、アグリエンジニアリング教育を展開するとともに、地元産官学組織と連携した共同教育、実験・実習・卒業研究等に精力的に取り組んでいる。さらに平成 30 年度には、「次世代を担う少年少女科学アカデミーの設立～グローバル人材育成への架け橋～」が採択され、新産業を牽引する人材育成を展開中である。

Ⅱ 目的

1. 本校の目的

本校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。(都城工業高等専門学校学則第1章第1条)

2. 学科の目的

1 学科共通の目的

専門分野を理解する上で必要な数学、物理学の基礎的知識を有し、それらの知識を専門分野に応用できる総合的能力、広範な知識と豊かな人間性・社会性を持ち、複合分野で活躍できる学際的能力、様々な工学的手法を駆使し、周囲とのコミュニケーションを図りながら技術的な課題や問題を解決に導く創造的能力、英語能力及び論理的な思考による文章作成能力と効果的なプレゼンテーション能力、技術者の社会的責任に基づく倫理的判断能力を身につけた技術者の養成を目的とする。

2 各学科の目的

(1) 機械工学科では、機械工学の基礎知識・基礎技術を用いて設計から製作までを実践できる総合的能力並びに機械工学に関する様々な物理現象を評価・分析し、ものづくりのプロセスを提案・改善できる学術的能力を身につけた技術者の養成を目的とする。

(2) 電気情報工学科では、電気情報工学分野である電気、電子、制御、通信、情報の広範な基礎学力を身につけた適応力のある実践的能力並びに電気情報工学に関する課題、現象、社会問題を把握する洞察力と創造的能力を身につけた技術者の養成を目的とする。

(3) 物質工学科では、物質工学とそれに関係する基礎的な理論および技術を確実に理解し応用できる能力、物質工学に関する課題、現象、社会問題を主体的に把握し解決する能力と創造的能力、自らの考えを論理的に展開でき、発表・議論ができる能力並びに化学英語に関する文書作成やプレゼンテーションができる能力を身につけた技術者の養成を目的とする。

(4) 建築学科では、建築学全般において、性能、安全性、環境負荷、経済性などに配慮し、建築物を計画・設計できる能力並びに国内外の建築に関わる歴史や文化について、さまざまな事柄を認識できる学術的能力を身につけた技術者の養成を目的とする。

3. 各専攻の目的

(1) 機械電気工学専攻では、機械工学・電気情報工学の基礎知識と技能を基盤として、両工学分野の連携技術に対応できる能力並びに高度化した設計・開発・研究に対応できる創造的なデザイン能力と問題解決能力を身につけた技術者の養成を目的とする。

(2) 物質工学専攻では、物質工学の基礎的・実践的知識及び技術の上に、より高度な新素材開発技術、物質生産技術及び環境保全技術を有し、化学工業界の要望に応えることのできる総合的技術に基づいた幅広い視野と創造性を身につけた技術者の養成を目的とする。

(3) 建築学専攻では、建築の特定分野において、高度な責任能力を有し、自ら問題を発見し解決できる能力並びに建築文化の発展と豊かな都市空間の創造に寄与できる能力を身につけた技術者の養成を目的とする。(都城工業高等専門学校学則第1章第1条2)

4. 研究活動に関する目的

1 教員は研究業績向上のために、より充実した基礎研究と発展的研究に取り組む。また、創造性豊かな実践的技術者教育に寄与できるような研究課題を見だし、その研究を推進する。

- 2 本校の独自性を打ち出すために、本校の学科構成及び地域性を考慮した学際的な研究課題を見いだし、その研究を推進する。
- 3 他の大学、高専及び研究機関等との連携を強化し、国際的な視野に立った戦略的研究課題を探究し、その研究を推進する。

5 地域貢献活動に関する目的

本校は、地域における教育研究支援活動、学習ニーズ呼応活動、産学官連携活動及び高専施設開放活動等の拠点となり、地域の発展のため、その役割を果たすことを目的とする。

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	
【重点評価項目】 観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	
【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④ で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。	
関係法令	(法)第 109 条 (施)第 166 条 (設)第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇実施の方針が明示されている規程等 資料 1-1-1-(1)-01「自己点検・評価を実施するための方針及び体制を示した規則」 資料 1-1-1-(1)-02「自己点検・評価を実施するための方針及び体制を示した実施要項」

(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） （再掲）資料 1-1-1-(1)-02 「自己点検・評価を実施するための方針及び体制を示した実施要項」 資料 1-1-1-(2)-01 「教育実施体制図」
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■設定している □設定していない	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） （再掲）資料 1-1-1-(1)-02 「自己点検・評価を実施するための方針及び体制を示した実施要項」 資料 1-1-1-(3)-01 「自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料」
【重点評価項目】 観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	
【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）	
関係法令	（法）第 109 条 （施）第 166 条 （設）第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■収集・蓄積している □収集・蓄積していない	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料 1-1-2-(1)-01 「自己点検・評価のための基礎データ集」 ◇担当組織、責任体制がわかる資料 （再掲）資料 1-1-2-(1)-01 「自己点検・評価のための基礎データ集」

(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 平成 27 年度に資料 1-1-2-(2)-01「都城工業高等専門学校の現状と課題-自己点検評価報告書-」を作成した。平成 30 年度分は過去 5 年間のデータをもとに資料 1-1-2-(2)-02の「平成 30 年度教育点検報告書」を作成し、毎年、継続して「教育点検報告書」を作成することとした。令和 2 年度には、この「教育点検報告書」を基にして「自己点検評価報告書」を作成する。 資料 1-1-2-(2)-01 「都城工業高等専門学校の現状と課題-自己点検評価報告書-」 https://www.miyakonojo-nct.ac.jp/disclosure/data/201510-jikotenken.pdf 資料 1-1-2-(2)-02 「平成 30 年度教育点検報告書」
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■公表している □公表していない	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） （再掲）資料 1-1-2-(2)-01 「都城工業高等専門学校の現状と課題-自己点検評価報告書-」 https://www.miyakonojo-nct.ac.jp/disclosure/data/201510-jikotenken.pdf 「高等専門学校機関別認証評価 実施結果報告」 https://www.miyakonojo-nct.ac.jp/social/evaluation
【重点評価項目】 観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■教員 ■職員 ■在学生 ■卒業（修了）時の学生 ■卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■保護者 ■就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） 資料 1-1-3-(1)-01 「教員の意見聴取の実地記録」 資料 1-1-3-(1)-02 「職員の意見聴取のための実施要項」 資料 1-1-3-(1)-03 「教職員の意見聴取のための意見箱」 資料 1-1-3-(1)-04 「在学生の意見聴取のための意見箱」 資料 1-1-3-(1)-05 「在学生の意見聴取のためのアンケート」 資料 1-1-3-(1)-06 「在学生（専攻科生）と担当教員の意見聴取のためのアンケート」 資料 1-1-3-(1)-07 「保護者の意見聴取のためのアンケート」 資料 1-1-3-(1)-08 「卒業生アンケート」 資料 1-1-3-(1)-09 「修了生アンケート」 資料 1-1-3-(1)-10 「就職先アンケート」 資料 1-1-3-(1)-11 「進学先アンケート」 資料 1-1-3-(1)-12 「卒業（修了）時の満足度調査」 ◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所 （再掲） 資料 1-1-2-(2)-02 「平成 30 年度教育点検報告書」
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】 ■学習環境に関する評価	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 【在学生の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-01 「学習環境に関する結果とその改善」

■学生による授業評価 ■学生による教育・学習の達成度に関する評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) ■学生による満足度評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) □その他 【卒業(修了)時の意見聴取】 ■卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■卒業(修了)時の学生による満足度評価 □その他 【卒業(修了)後の意見聴取】 ■卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □その他 【外部評価】 ■外部有識者の検証 ■教育活動に関する第三者評価 (機関別認証評価、JABEE等。) □設置計画履行状況調査 □その他	資料 1-1-3-(2)-02 「学生による授業評価アンケート結果(抽出)」 資料 1-1-3-(2)-03 「学生による教育・学習の達成度に関する評価」 資料 1-1-3-(2)-04 「学生による満足度調査結果」 【卒業(修了)時の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-05 「学習・教育目標の達成度自己評価および学業生活の満足度評価の結果」 資料 1-1-3-(2)-06 「達成度自己評価および満足度評価に対する評価(議事要録)」 【卒業(修了)後の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-07 「卒業生アンケート結果」 資料 1-1-3-(2)-08 「修了生アンケート結果」 資料 1-1-3-(2)-09 「就職先アンケート結果」 資料 1-1-3-(2)-10 「進学先アンケート結果」 資料 1-1-3-(2)-11 「学習成果の効果に関する評価」 【外部評価】 資料 1-1-3-(2)-12 「外部有識者による評価(監事監査報告)」 資料 1-1-3-(2)-13 「監事監査に対する対応」 資料 1-1-3-(2)-14 「外部有識者による評価(評議員会報告)に対する対応」 資料 1-1-3-(2)-15 「第三者評価(JABEE 審査報告 2016)」 資料 1-1-3-(2)-16 「第三者評価(JABEE 審査報告 2019)」 資料 1-1-3-(2)-17 「第三者評価(平成 24 年度機関別認証評価)」 資料 1-1-3-(2)-18 「認証評価で指摘されたシラバスの改善」 資料 1-1-3-(2)-19
---	---

	「教育理念、人材養成の目的、学習・教育目標等を周知する資料（準学士課程）」 資料 1-1-3-(2)-20 「教育理念、人材養成の目的、学習・教育目標等を周知する資料（学士課程）」 資料 1-1-3-(2)-21 「認証評価で指摘された答案保存方法の改善」 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。
【重点評価項目】 観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による J A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等） （再掲）資料 1-1-1-(1)-02 「自己点検・評価を実施するための方針及び体制を示した実施要項」 （再掲）資料 1-1-1-(3)-01 「自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料」
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	◇対応状況がわかる資料 （再掲）資料 1-1-3-(2)-17 「第三者評価（平成 24 年度機関別認証評価）」

■対応している □対応していない □指摘を受けていない	(再掲) 資料 1-1-3-(2)-18 「認証評価で指摘されたシラバスの改善」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-19 「教育理念、人材養成の目的、学習・教育目標等を周知する資料（準学士課程）」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-20 「教育理念、人材養成の目的、学習・教育目標等を周知する資料（学士課程）」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-21 「認証評価で指摘された答案保存方法の改善」
(3) (2) 以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■改善に向けた取組を行っている □改善に向けた取組を行っていない	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-12 「外部有識者による評価（監事監査報告）」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-14 「外部有識者による評価（評議員会報告）に対する対応」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-15 「第三者評価（JABEE 審査報告 2016）」 ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-13 「監事監査に対する対応」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-14 「外部有識者による評価（評議員会報告）に対する対応」 (再掲) 資料 1-1-3-(2)-16 「第三者評価（JABEE 審査報告 2019）」
1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	
（準学士課程） 観点 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。	

○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。							
関係法令	(法)第117条 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）						
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</th> <th>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他 </td> <td rowspan="3"> ◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料 1-2-1-(1)-01 「三つの方針（本科）」 資料 1-2-1-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（準学士課程）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。 </td> </tr> <tr> <td> (2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない </td> </tr> <tr> <td> (3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない </td> </tr> </tbody> </table>		自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料 1-2-1-(1)-01 「三つの方針（本科）」 資料 1-2-1-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（準学士課程）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄						
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料 1-2-1-(1)-01 「三つの方針（本科）」 資料 1-2-1-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（準学士課程）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。						
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない							
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない							

観点 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） （再掲）資料 1-2-1-(1)-01 「三つの方針（本科）」 （再掲）資料 1-2-1-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（準学士課程）」
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記

ム・ポリシー) は、どのような内容を含んでいるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■どのような教育課程を編成するかを示している ■どのような教育内容・方法を実施するかを示している □学習成果をどのように評価するかを示している □その他	し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)の策定の単位は、準学士課程全体で 1 つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の 3 要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の 3 要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。	
関係法令	(法)第 57 条、第 118 条 (施)第 165 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■準学士課程全体として定めている □学科ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー) (再掲) 資料 1-2-1-(1)-01 「三つの方針(本科)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は、学校の目的や学科の目的(本評価書Ⅱに記載したもの。)、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて策定しているか。	

☒ 目的・方針等を踏まえて策定している ☐ 目的・方針等を踏まえて策定していない		
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない		
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない		
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ☒ 含まれている ☐ 含まれていない		
（専攻科課程） 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。		
【留意点】 ○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。		
関係法令	（法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他		◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 資料 1-2-4-(1)-01 「三つの方針（専攻科）」 資料 1-2-4-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（学士課程）」
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科		

課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない	
観点 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □専攻科課程全体として定めている ■専攻ごとに定めている □その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 （再掲）資料 1-2-4-(1)-01 「三つの方針（専攻科）」 （再掲）資料 1-2-4-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（学士課程）」
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。

(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■どのような教育課程を編成するかを示している ■どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■学習成果をどのように評価するかを示している □その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1－2－③の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(法) 第 119 条第 2 項(施) 第 165 条の 2、第 177 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■専攻科課程全体として定めている □専攻ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） （再掲）資料 1-2-4-(1)-01 「三つの方針（専攻科）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学選抜の基本方針」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	

(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■含まれている □含まれていない	
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	
観点 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■なっている □なっていない	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） 資料 1-3-1-(1)-01 「三つの方針を点検する組織（教務委員会）」 資料 1-3-1-(1)-02 「三つの方針を点検する組織（専攻科委員会）」
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 □点検して、改定している ■点検した上で、改定を要しないと判断している □点検していない	◇点検の実情に関する資料（実績） 資料 1-3-1-(2)-01 「三つの方針を点検した資料（本科）」 資料 1-3-1-(2)-02 「三つの方針を点検した資料（専攻科）」

1－3 特記事項	この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
該当なし	

基準 1

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	
観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。	
関係法令	(法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 Ⅱ 目的に示すとおり、本校の目的を技術者の養成とし、各学科で養成する技術者像を定めている。これらの技術者に必要な能力を学科ごとにディプロマ・ポリシーとして定めた。そしてこれらに対応する学習・教育目標とサブ目標を達成し、本校の第5学年終了時において167単位（一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）の単位を修得した学生について卒業を認定し、準学士の学位を授与している。 （再掲） 資料1-2-1-(1)-02 「学業を修めるためのガイドブック（準学士課程）」
観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 （再掲）資料 1-2-4-(1)-02「学業を修めるためのガイドブック（学士課程）」 ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 Ⅱ目的に示すとおり、本校の目的を技術者の養成とし、各専攻で養成する技術者像を定めている。これらの技術者に必要な能力を専攻ごとにディプロマ・ポリシーとして定めた。そしてこれらに対応する学習・教育目標とサブ目標を達成し、専攻科で資料 1-2-4-(1)-02に記載した修了要件を満たした学生について修了を認定している。 （再掲）資料 1-2-4-(1)-02「学業を修めるためのガイドブック（学士課程）」
観点 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等） （再掲）資料 1-1-1-(2)-01「教育実施体制図」 資料 2-1-3-(1)-01「教育活動を有効に展開するための組織」
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等） 資料 2-1-3-(2)-01「教育活動が行われている実績がわかる資料」
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点	
2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	
観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。	
関係法令	(法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 資料 2-2-1-(1)-01 「高等専門学校現況表」
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ☒ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 資料 2-2-1-(4)-01 「適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているかがわかる資料」
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 博士の学位	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。

☐ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■技術資格 ■実務経験 （教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ■海外経験 ☐ その他	資料 2-2-1-(5)-01「教員経歴」から、教員 63 名のうち、49 名が博士の学位を持っており、専門学科の博士保有率は高い。また、民間企業経験者も 20 名、技術士 1 名、長期の海外研究活動をした教員 17 名、学生時代にアメリカで修士号を取得した教員 1 名など、様々な経験や経歴を持つ教員を配置している。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。
観点 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ■適切に確保している ☐ 適切に確保していない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 （再掲）資料 2-2-1-(4)-01 「適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているかがわかる資料」
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■担当が適切である ☐ 担当が適切でない	資料 2-2-2-(1)-01 「適切な研究実績・研究能力を有する教員一覧」 ◆左記について、資料を基に記述する。 資料 2-2-1-(4)-01より、専攻科担当教員 55 名のうち、44 名が博士の学位を持っており、また、技術士 1 名もいるこ

	とから、専門性の高い授業を行なっている。また、本校の3つの専攻科は特例適用専攻科として認定を受けており、 資料 2-2-2-(1)-01 に示すとおり、機械電気工学専攻では15名、物質工学専攻では8名、建築学専攻では9名の教員が学修総まとめ科目の担当教員として認可されている。従って、適切な専門分野の教員が授業科目を担当している。
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ■担当が適切である □担当が適切でない	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料 (再掲) 資料 2-2-2-(1)-01 「適切な研究実績・研究能力を有する教員一覧」
観点 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設) 第 6 条 第 6 項
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■配慮している □配慮していない	◇教員の年齢構成がわかる資料 (観点 4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。) 資料 2-2-3-(1)-01「教員年齢構成表」 ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 資料により学科によって多少の偏りはあるものの、学校全体としては一定の年代に偏ることなく配置されている。現状年齢構成に偏りがないため、新規採用に関しても、年齢を過度に気にすることなく採用できている。
(2) (1) 以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■教育経歴 ■実務経験 □男女比 □その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 (再掲) 資料 2-2-1-(5)-01「教員経歴」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■学位取得に関する支援 □任期制の導入 ■公募制の導入 ■教員表彰制度の導入 □企業研修への参加支援 ■校長裁量経費等の予算配分 □ゆとりの時間確保策の導入 □サバティカル制度の導入 ■他の教育機関との人事交流 □その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料 2-2-3-(3)-01「学位取得を支援する研究員制度」 資料 2-2-3-(3)-02「教員公募の基本方針」 資料 2-2-3-(3)-03「教員表彰規則」 資料 2-2-3-(3)-04「研究推進・国際交流のための校長裁量経費」 資料 2-2-3-(3)-05「教員人事交流」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	
観点 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 資料 2-3-1-(1)-01「校長面談の実施」 ◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 資料 2-3-1-(1)-02「教育研究活動に応じた給与措置」
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■実施している □実施していない	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

■給与における措置 ■研究費配分における措置 □教員組織の見直し □表彰 □その他	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 (再掲) 資料 2-2-3-(3)-04「研究推進・国際交流のための校長裁量経費」により、科学研究費に応募した教員には校長裁量経費から研究費の配分が行われている。また、資料 2-3-1-(3)-01「科研申請へのインセンティブ」においては不採択であるものの、Aレベルとされた申請者への校長裁量経費の配分も行った。また、教育研究活動に応じて成績優秀者を校長が選出し、特別期末勤勉手当を支給している。 資料 2-3-1-(3)-01「科研申請へのインセンティブ」
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 資料 2-3-1-(4)-01 「非常勤講師の評価について」 ◇実施していることがわかる資料 資料 2-3-1-(4)-02「非常勤教員の授業評価」
観点 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。	
関係法令	(設) 第 11～14 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料 2-3-2-(1)-01「採用・昇格等の規則（新）」 資料 2-3-2-(1)-02「教員人事選考基準（新）」 資料 2-3-2-(1)-03「教員採用に係る基本方針（旧）」 資料 2-3-2-(1)-04「教員の昇任に関する内規（旧）」
(2) (1) で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチ	◇実施・確認していることがわかる資料 資料 2-3-2-(2)-01「教員公募依頼書」

エック■する。) ■模擬授業の実施 ■教育歴の確認 ■実務経験の確認 ■海外経験の確認 ■国際的な活動実績の確認 □その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■行っている □行っていない	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 教員採用は、資料 2-3-2-(2)-01「教員公募依頼書」にもあるように、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績の確認や模擬授業を基に総合的に評価し、選考を実施してきた。昇格人事に関しては、これまで資料 2-3-2-(1)-03「教員採用に係る基本方針（旧）」及び資料 2-3-2-(1)-04「教員の昇任に関する内規（旧）」に従って行ってきたが、平成 31 年度からは、新しい採用・昇格等の規則（資料 2-3-2-(1)-01）のもと、新選考基準（資料 2-3-2-(1)-02）で採用・昇格の人事を行う。
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 資料 2-3-2-(4)-01「非常勤教員採用基準」
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	
観点 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設) 第 17 条の 4
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程

という。)を実施する体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	資料 2-4-1-(1)-01「教育実施体制図」 ◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料 2-4-1-(1)-02「FDを行うための体制」 資料 2-4-1-(1)-03「FD委員会議事要録」
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料 2-4-1-(2)-01「教員研修会の実施」 資料 2-4-1-(2)-02「校内公開授業の実施」 ◇FDに関する報告書等の該当箇所等 資料 2-4-1-(2)-03「教員研修会事後アンケート報告書」 資料 2-4-1-(2)-04「公開授業報告書」
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■結びついている □結びついていない	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 平成 29 年度にアクティブラーニングの研修を実施し、平成 30 年度には、KOSEN4.0 イニシアティブ採択事業の研修会を行なった。さらに、実践的なコーチング・ファシリテーションの研修も行った。これらの研修で得た知識と経験を生かして、1 年生のアイデアソン研修、2 年生へのアイデアソン、3 年生への PBL の導入を行うことができた。また、学生もこれらの活動でアイデアソンを学ぶことができ、学んだノウハウを上記イニシアティブ採択事業「少年少女科学アカデミー」において、学生・教員が協力して、小・中学生のアイデアソンの指導に役立てる計画となっている。 資料 2-4-1-(3)-01「1 年生へのアイデアソンの導入」 資料 2-4-1-(3)-02「2 年生へのアイデアソンの導入」 資料 2-4-1-(3)-03「3 年生への PBL の導入」
観点 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(法)第 120 第 1 項第 1 号、2 号、7 号 (設)第 7 条、第 10 条、第 25 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料 （再掲）資料 2-2-1-(1)-01「高等専門学校現況表」 資料 2-4-2-(1)-01「事務組織図」 資料 2-4-2-(1)-02「事務組織規則」
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	
観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4－2－⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料 資料 2-4-3-(1)-01「FD・SD 研修一覧」
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 2

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	
観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。	
関係法令	(設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 資料 3-1-1-(1)-01 「高等専門学校現況表」
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 資料 3-1-1-(2)-01 「高等専門学校現況表」
(3) 運動場を設けているか。 ■校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている □その他の適当な位置に設けている □設けていない	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(3)-01 「運動場 学校要覧 2018 (p42)」 ◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■備えている □備えていない	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(4)-01 「専用の施設 平成30年度学生便覧 (p265～268)」
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■実験・実習工場 □練習船 □その他	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(5)-01 「附属施設 平成30年度学生便覧 (p265～268)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(6) 自主的学習スペースを設けているか。	◇設置状況がわかる資料

■設けている □設けていない	資料 3-1-1-(6)-01「自主的学習スペース 学校要覧 2018 (p25)」
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(該当する選択肢にチェックする。) ■厚生施設 ■コミュニケーションスペース □その他	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(7)-01 「(3)～(6)以外の施設設備 学校要覧 2018 (p30)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料 3-1-1-(8)-01 「安全衛生委員会規則」 資料 3-1-1-(8)-02 「校務分担表 No.5 安全衛生管理関係」 資料 3-1-1-(8)-03 「【依頼】職場環境の問題箇所等の報告について (F C)」 資料 3-1-1-(8)-04 「問題箇所等の事例報告(様式)」 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 資料 3-1-1-(8)-05 「安全の手引き」
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。 資料 3-1-1-(9)-01 「H29 講習会日程 F C通知文」 資料 3-1-1-(9)-02 「H30 講習会日程 F C通知文」 資料 3-1-1-(9)-03 「施設・設備の改善報告の実例(H29.30)」 教職員に対しては、資料(資料 3-1-1-(9)-01 「H29 講習会日程 F C通知文」、資料 3-1-1-(9)-02 「H30 講習会日程 F C通知文」)の内容を年に一回行い安全衛生管理に関する意識向上を図っている。また、施設・設備の改善報告の実例を資料 3-1-1-(9)-03に示す。
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 資料 3-1-1-(10)-01 「建物平面図：バリアフリー化」 資料 3-1-1-(10)-02 「寮建物平面図：バリアフリー化」
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	◇体制に関する規程等の資料 資料 3-1-1-(11)-01 「平成30年度授業・学習環境アンケート」

■整備している □整備していない	資料 3-1-1-(11)-02「教育・生活環境点検要項」 資料 3-1-1-(11)-03「施設等点検評価委員会規則」
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 資料 3-1-1-(12)-01「授業・学習環境アンケート結果（部屋別）」 資料 3-1-1-(12)-02「平成 30 年度利用状況調査結果 今後の施設整備の参考となる資料」 資料 3-1-1-(12)-03「棟平均利用率(利用面積率による算出)」 資料 3-1-1-(12)-04「平成 30 年度利用状況調査結果(平面図 1)」 資料 3-1-1-(12)-05「平成 30 年度利用状況調査結果(平面図 2)」 資料 3-1-1-(12)-06「教育・生活環境に関する結果とその改善」 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。
観点 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ この観点の I C T 環境とは、無線・有線 L A N やパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えた I C T 環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点 3-2-②で分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇ I C T 環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料 3-1-2-(1)-01「電子計算機センター 学校要覧 2018 (P26)」 資料 3-1-2-(1)-02「電子計算機センター規則」

	資料 3-1-2-(1)-03 「情報システム管理室規則」
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料 3-1-2-(2)-01 「情報セキュリティ管理規則」 資料 3-1-2-(2)-02 「情報セキュリティ推進規則」 資料 3-1-2-(2)-03 「情報システム管理室規則」
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料 3-1-2-(3)-01 「2019 年度前期電算センター時間割（センター掲示）」 資料 3-1-2-(3)-02 「棟平均利用率(利用面積率による算出)」 資料 3-1-2-(3)-03 「平成 30 年度利用状況調査結果(平面図 1)」
(4) (3)について学生や教職員の ICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制に関する規定等の資料 資料 3-1-2-(4)-01 「授業・学習環境アンケート結果」 資料 3-1-2-(4)-02 「施設等点検評価委員会規則」
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料 3-1-2-(5)-01 「改善を行った事例（センター報告書）」 資料 3-1-2-(5)-02 「教育・生活環境に関する結果とその改善」 (4)の体制のもと、改善事例を資料 3-1-2-(5)-02に示す。 今年度、改善事例の 1 つとして、電算センターの改修を行った。その、改修前、改修後の写真を資料 3-1-2-(5)-01に示す。
観点 3－1－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(設) 第 25 条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■備えている □備えていない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-1-3-(1)-01 「図書館平面図 平成 30 年度学生便覧 (p265～268)」 資料 3-1-3-(1)-02 「図書館専任職員配置」 資料 3-1-3-(1)-03 「図書館利用規則」 資料 3-1-3-(1)-04 「図書館運営規則」 資料 3-1-3-(1)-05 「図書館設備 図書館平面図(施設等点検評価委員会)」
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■系統的に収集、整理している □系統的に収集、整理していない	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 資料 3-1-3-(2)-01 「図書館資料の分類に関する基準」 資料 3-1-3-(2)-02 「図書館運営規則」 資料 3-1-3-(2)-03 「整備状況 学校要覧 2018 (P25)」
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料 3-1-3-(3)-01 「H29 貸出数（図書館運営委員会）」 資料 3-1-3-(3)-02 「H30 貸出数（図書館資料）」 資料 3-1-3-(3)-03 「H29 利用者数（図書館資料）」 資料 3-1-3-(3)-04 「H30 利用者数（図書館資料）」
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 資料 3-1-3-(4)-01 「図書館オリエンテーション資料」
3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	
観点 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	

【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■学科生 ■専攻科生 ■編入学生 ■留学生 □障害のある学生 □社会人学生 □その他	◇実施状況がわかる資料 資料 3-2-1-(1)-01 「入学後の行事（教育会議資料）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 3-2-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■担任制・指導教員制の整備 ■オフィスアワーの整備 ■対面型の相談受付体制の整備 ■電子メールによる相談受付体制の整備 □ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■資格試験・検定試験等の支援体制の整備	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 ○担任制 資料 3-2-2-(1)-01 「担任一覧 平成 30 年度学生便覧 (P79)」 資料 3-2-2-(1)-02 「担任の手引き」 資料 3-2-2-(1)-03 「専攻主任一覧 平成 30 年度専攻科学生便覧(P60)」 ○オフィスアワー 資料 3-2-2-(1)-04 「オフィスアワー（本科）シラバス」 資料 3-2-2-(1)-05 「オフィスアワー（専攻科）シラバス」

■外国への留学に関する支援体制の整備 □その他	○相談受付 資料 3-2-2-(1)-06 「学生相談支援室 学校要覧 2018 P29」 資料 3-2-2-(1)-07 「学生相談支援室規則」 資料 3-2-2-(1)-08 「電子メールでの相談窓口 本校 HP」 ○外国留学 資料 3-2-2-(1)-09 「国際交流委員会規則」 資料 3-2-2-(1)-10 「都城高専ゆめ基金規則」 資料 3-2-2-(1)-11 「HP ゆめ基金 _ 都城工業高等専門学校」 資料 3-2-2-(1)-12 「国際交流センター運営委員会規則」 資料 3-2-2-(1)-13 「国際交流センター規則」 ○資格試験 資料 3-2-2-(1)-14 「資格試験支援 (A 科 2 級建築士)」 資料 3-2-2-(1)-15 「資格試験支援 (E 科 H29 電験三種試験)」 資料 3-2-2-(1)-16 「資格試験支援 (E 科 H30 電験三種試験)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) (1) は、学生に利用されているか。 ■利用されている □利用されていない	◇各種相談助言体制の利用状況 (実績・相談対応例等) がわかる資料 資料 3-2-2-(2)-01 「学生相談支援室利用状況」 資料 3-2-2-(2)-02 「ゆめ基金活用実績 (HP)」 資料 3-2-2-(2)-03 「A 科 2 級建築士 利用状況 (実勢)」 資料 3-2-2-(2)-04 「電験三種 29 年度参加者名簿 (電気情報工学科資料)」 資料 3-2-2-(2)-05 「電験三種 30 年度参加者名簿 (電気情報工学科資料)」 資料 3-2-2-(2)-06 「電験対策セミナーアンケート (電気情報工学科資料)」 資料 3-2-2-(2)-07 「電験セミナーアンケート集計結果 (電気情報工学科資料)」 資料 3-2-2-(2)-08 「A 科 2 級建築士資格取得状況 (HP)」
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■担任制・指導教員制の導入 □学生との懇談会	◇制度がわかる資料 資料 3-2-2-(3)-01 「意見投書箱 (学生指導委員会)」 ○担任制 (再掲) 資料 3-2-2-(1)-01 「担任一覧 平成 30 年度学生

■意見投書箱 □その他	便覧(P79)」 (再掲) 資料 3-2-2-(1)-02「担任の手引き」 (再掲) 資料 3-2-2-(1)-03「専攻主任一覧 平成 30 年度専攻科学生便覧(P60)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇制度の機能状況がわかる資料 資料 3-2-2-(4)-01「意見投書箱意見集約結果(学生指導部)」
観点 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。	
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。	
関係法令	教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(1)-01「外国人留学生を支援する体制」 資料 3-2-3-(1)-02「チューターを設けた規則」
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 (再掲) 資料 3-2-3-(1)-01 「外国人留学生を支援する体制」 資料 3-2-3-(2)-01 「留学生チューターの配置」 ◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-3-(2)-02 「チューター支援実施状況H 2 9（寮

	務係)」 資料 3-2-3-(2)-03「チューター支援実施状況H30（寮務係）」
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(3)-01「学生相談支援室 学校要覧 2018 P29」 資料 3-2-3-(3)-02「学生相談支援室規則」 資料 3-2-3-(3)-03「電子メールでの相談窓口 本校 HP」 資料 3-2-3-(3)-04「担任一覧 平成 30 年度学生便覧 P79」
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 資料 3-2-3-(4)-01「編入学：高等学校：事前指導通知」 資料 3-2-3-(4)-02「編入学：合格者：事前指導通知」 ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 資料 3-2-3-(4)-03「編入学：事前指導：当日配布資料」 資料 3-2-3-(4)-04「4 年生編入生オリエンテーション資料（教務委員会）」 ◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。） ◇支援の実施状況がわかる資料
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(5)-01「社会人 研究生規則」 資料 3-2-3-(5)-02「社会人 聴講学生規則」
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料 資料 3-2-3-(6)-01「学生相談支援室 学校要覧 2018 P29」 資料 3-2-3-(6)-02「学生相談支援室規則」 資料 3-2-3-(6)-03「電子メールでの相談窓口 本校 HP」

	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料 (オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。) 資料 3-2-3-(6)-04「オフィスアワー (シラバス)」 ◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-3-(6)-05「社会人学生支援実施状況」
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(7)-01「学生相談支援室 学校要覧 2018 P29」 資料 3-2-3-(7)-02「学生相談支援室規則」 資料 3-2-3-(7)-03「電子メールでの相談窓口 本校 HP」 資料 3-2-3-(7)-04「担任一覧 平成 30 年度学生便覧 P79」
(8) (7) の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇障害のある学生を支援する取組 (ノートテカー、チューターの配置) がわかる資料 資料 3-2-3-(8)-01「障害 学習支援取り組み 入学式後の新入生との面談 2018」 資料 3-2-3-(8)-02「障害 学習支援取り組み 勉強会(案内) 2018」 ◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-3-(8)-03「障害 学習支援 意見交換会 2017」 資料 3-2-3-(8)-04「障害 学習支援 情報共有 2017」 資料 3-2-3-(8)-05「障害 学習支援 実施状況 1 (テスト問題改善) 2017」
(9) 障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条 (第 9 条、第 10 条、第 11 条の関係条項も含む。) に対応しているか。 ■対応している □対応していない	◇対応状況がわかる資料 資料 3-2-3-(9)-01「学生相談支援室 学校要覧 2018 P29」 資料 3-2-3-(9)-02「学生相談支援室規則」 資料 3-2-3-(9)-03「電子メールでの相談窓口 本校 HP」 資料 3-2-3-(9)-04「担任一覧 平成 30 年度学生便覧 P79」
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 □行っている ■行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。
観点 3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法) 第 12 条 学校保健安全法第 8 条、第 13 条
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	

☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 学生相談室 ☒ 保健センター ☒ 相談員やカウンセラーの配置 ☒ ハラスメント等の相談体制 ☒ 学生に対する相談の案内等 ☒ 奨学金 ☒ 授業料減免 ☐ 特待生 ☐ 緊急時の貸与等の制度 ☐ その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。） ○学生相談、保健センター、相談員、ハラスメント 資料 3-2-4-(1)-01 「学生相談支援室 学校要覧 2018 P29」 資料 3-2-4-(1)-02 「学生相談支援室規則」 資料 3-2-4-(1)-03 「保健室 学校要覧 2018 P30」 資料 3-2-4-(1)-04 「ハラスメント相談室 本校 HP」 ○奨学金、授業料減免 資料 3-2-4-(1)-05 「授業料免除の案内文」 資料 3-2-4-(1)-06 「授業料免除・奨学金ガイダンスと利用状況」 資料 3-2-4-(1)-07 「ガイダンス実施の学生への周知文等_奨学金」 資料 3-2-4-(1)-08 「ガイダンス実施の学生への周知文等_授業料免除」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料 3-2-4-(2)-01 「健康診断 行事予定表 平成 30 年度 学生便覧 P21～24」 資料 3-2-4-(2)-02 「カウンセリング等日程(1 月分) (学生相談支援室通知)」
(3) (2) 以外で、(1) の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☒ 利用されている ☐ 利用されていない	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料 3-2-4-(3)-01 「学生相談支援室利用状況、実績」 ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 資料 3-2-4-(3)-02 「H29JASSO 奨学金貸与者人数等」 資料 3-2-4-(3)-03 「H29 各種奨学金貸与者人数等」 資料 3-2-4-(3)-04 「H30JASSO 奨学金貸与者人数等」 資料 3-2-4-(3)-05 「H30 各種奨学金貸与者人数等」
観点 3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	

【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 3-2-5-(1)-01「校務分担表 キャリア支援室」 資料 3-2-5-(1)-02「キャリア支援室運営委員会規則」
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 □進路指導用マニュアルの作成 ■進路指導ガイダンスの実施 ■進路指導室 ■進路先（企業）訪問 ■進学・就職に関する説明会 ■資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 □資格取得による単位修得の認定 ■外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 ○キャリア教育 資料 3-2-5-(2)-01「H29 講演会 教育会議報告(キャリア支援室)」 資料 3-2-5-(2)-02「H30 講演会 教育会議報告(キャリア支援室)」 資料 3-2-5-(2)-03「キャリア支援室コーディネーターの活動内容（平成30年度）」 資料 3-2-5-(2)-04「キャリア支援室コーディネーターの活動内容（平成29年度）」 ○進路指導室 資料 3-2-5-(2)-05「学生相談支援室 学校概要 2018 P29」 資料 3-2-5-(2)-06「学生相談支援室規則」 ○進学・就職 資料 3-2-5-(2)-07「進学・就職説明会 企業・大学セミナー1（電気情報工学科）」 資料 3-2-5-(2)-08「進学・就職説明会 企業・大学セミナー2（電気情報工学科）」 ○資格試験 資料 3-2-5-(2)-09「資格試験対策（A科2級建築士）」 資料 3-2-5-(2)-10「資格試験対策（E科 H29 電験三種試験）」 資料 3-2-5-(2)-11「資格試験対策（E科 H30 電験三種試験）」

	験)」 ○外国留学 資料 3-2-5-(2)-12「交流協定書の写し（総務係）」 資料 3-2-5-(2)-13「都城高専ゆめ基金規則」 資料 3-2-5-(2)-14「ゆめ基金」 ○進路先（企業）訪問 資料 3-2-5-(2)-15「企業訪問 キャリア支援室コーディネーターの活動内容（平成30年度）」 資料 3-2-5-(2)-16「企業訪問 キャリア支援室コーディネーターの活動内容（平成29年度）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (2) の取組が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料 資料 3-2-5-(3)-01「活用実態報告 H29 教育会議報告(キャリア支援室)」 資料 3-2-5-(3)-02「活用実態報告 H30 教育会議報告(キャリア支援室)」 資料 3-2-5-(3)-03「キャリア支援室コーディネーターの活動内容報告（平成30年度）」 資料 3-2-5-(3)-04「キャリア支援室コーディネーターの活動内容報告（平成29年度）」 資料 3-2-5-(3)-05「建築学科在校生の資格取得状況（A科HP）」 資料 3-2-5-(3)-06「電験対策セミナーアンケート（E科）」 資料 3-2-5-(3)-07「電験セミナーアンケート集計結果（E科）」 資料 3-2-5-(3)-08「電験三種 29年度参加者名簿（E科）」 資料 3-2-5-(3)-09「電験三種 30年度参加者名簿（E科）」 資料 3-2-5-(3)-10「海外留学 ゆめ基金活用実績（HP）」
観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわ

か。 ■整備している □整備していない	かる資料 資料 3-2-6-(1)-01 「顧問に関する申し合わせ事項」 資料 3-2-6-(1)-02 「クラブ顧問一覧」 資料 3-2-6-(1)-03 「部活動における規程、組織図 平成 30 年度学生便覧 P179」 資料 3-2-6-(1)-04 「施設整備状況 平成 30 年度学生便覧 P263～264」
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■なっている □なっていない	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料 資料 3-2-6-(2)-01 「責任の所在 平成 30 年度学生便覧 P179」
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 資料 3-2-6-(3)-01 「部活同好会等の教員支援状況」
観点 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない □学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1)以下の記入は不要）	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生寮を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-7-(1)-01「学生寮 平成 30 年度学生便覧 P263」 資料 3-2-7-(1)-02「学生寮 学生生活 平成 30 年度学校要覧 P32」
(2) 生活の間として整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 資料 3-2-7-(2)-01「学生寮 平成 30 年度学生便覧 P267～270」
(3) 勉学の間として整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 資料 3-2-7-(3)-01「自習室の整備状況（寮務委員会）」 資料 3-2-7-(3)-02「自習時間の設定状況 寮日課 平成 30 年度学生便覧 P199」
(4) (2) (3)について、有効に機能しているか。	◇入寮状況がわかる資料

■機能している □機能していない	資料 3-2-7-(4)-01「入寮状況H29、H30（寮務委員会）」 ◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料 資料 3-2-7-(4)-02「低学年巡回記録簿」
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇学生寮の管理規程等の資料 資料 3-2-7-(5)-01「学生寮の管理規則 平成31年度学生便覧」 資料 3-2-7-(5)-02「H30校務分担表 寮務指導部」 資料 3-2-7-(5)-03「寮務委員会規則」 資料 3-2-7-(5)-04「事務部組織図」
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準3

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	
観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	
【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。	
関係法令	(設)第27条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表 資料 4-1-1-(1)-01 「財務状態がわかる資料」 資料 4-1-1-(1)-02 「財務状態がわかる資料」 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 資料 4-1-1-(1)-03 「長期未払金がわかる資料」 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料 資料 4-1-1-(1)-04 「臨時利益及び臨時損失がわかる資料」
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ☒ 保有している ☐ 保有していない	◇その内容を確認できる資料 資料 4-1-1-(2)-01 「校舎等の資産を確認できる資料」 資料 4-1-1-(2)-02 「校地の資産がわかる資料」
(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保できない年があった	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況 資料 4-1-1-(3)-01 「運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況がわかる資料」 資料 4-1-1-(3)-02 「運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況がわかる資料」

	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 該当なし
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■支出超過となっていない □支出超過となった年があった	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 資料 4-1-1-(4)-01 「支出超過となっていないかがわかる資料」 資料 4-1-1-(4)-02 「支出超過となっていないかがわかる資料」 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 支出超過となった年はありません。
観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■策定している □策定していない	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料 4-1-2-(1)-01 「収支に係る方針、計画等を策定する委員会の規則」 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料 4-1-2-(1)-02 「予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」 資料 4-1-2-(1)-03 「予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料 4-1-2-(2)-01 「予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料」
観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適	

切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。	
関係法令	(設)第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料 4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料」 ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料 4-1-3-(1)-02 「校長裁量経費の配分が把握できる資料」 資料 4-1-3-(1)-03 「校長裁量経費の配分がわかる資料」 ◇予算関連規程等 資料 4-1-3-(1)-04 「予算関連の規則」 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） 資料 4-1-3-(1)-05 「予算配分に係る審議状況がわかる資料」 資料 4-1-3-(1)-06 「予算配分に係る審議状況がわかる資料」 ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。） 資料 4-1-3-(1)-07 「令和元年度設備整備計画の全体像がわかる資料」
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■整合性がある □整合性がない	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 学内の予算配分（資源配分）においては、予算専門委員会での審議を踏まえ、運営企画委員会で決定するプロセスを取っている。なお、予算専門委員会における予算配分の審議においては、前年度決算ならびに機構からの当初予算配

	分に基づく審議を行っている。
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 （再掲）資料 4-1-2-(1)-01 「収支に係る方針、計画等を策定する委員会の規則」 （再掲）資料 4-1-2-(1)-02 「予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」 （再掲）資料 4-1-2-(1)-03 「予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」 （再掲）資料 4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料」 （再掲）資料 4-1-3-(1)-02 「校長裁量経費の配分が把握できる資料」 （再掲）資料 4-1-3-(1)-03 「校長裁量経費の配分がわかる資料」 （再掲）資料 4-1-3-(1)-07 「令和元年度設備整備計画の全体像がわかる資料」
観点 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。	
【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。	
関係法令	独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条 その他会計監査等に関する各種法令等
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■作成・公表している □作成・公表していない	◇作成・公表状況がわかる資料 高専機構 HP https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） 資料 4-1-4-(2)-01 「財務に係る監査に関する資料」 資料 4-1-4-(2)-02 「財務に係る監査に関する資料」

	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 資料 4-1-4-(2)-03 「高専機構本部が作成した国立高等専門学校間の相互監査に係る報告書」 資料 4-1-4-(2)-04 「本校が作成した国立高等専門学校間の相互監査報告書」
4-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	
観点 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	
【留意点】 ○ 観点 2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点 2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去 1 年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。	
関係法令	(法)第 120 条第 3 項 (施)第 175 条 (設)第 10 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 資料 4-2-1-(1)-01 「管理運営に関する規則」 資料 4-2-1-(1)-02 「管理運営に関する規則」 資料 4-2-1-(1)-03 「管理運営に関する規則」
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等） 資料 4-2-1-(2)-01 「委員会等の体制の整備状況がわかる資料」 資料 4-2-1-(2)-02 「委員会等の体制の整備状況がわかる資料」 資料 4-2-1-(2)-03 「委員会等の体制の整備状況がわかる資料」

	資料」
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■なっている □なっていない	◇役割分担がわかる資料 資料 4-2-1-(3)-01 「校長、主事等の役割分担がわかる資料」
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料 4-2-1-(4)-01 「事務組織の規則、整備状況がわかる資料」
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料 資料 4-2-1-(5)-01 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料」
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。） 資料 4-2-1-(6)-01 「適切な管理運営体制による活動状況がわかる資料」
観点 4-2-2 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料 4-2-2-(1)-01 「安全管理体制の整備状況がわかる資料」 資料 4-2-2-(1)-02 「安全管理体制の整備状況がわかる資料」 資料 4-2-2-(1)-03 「安全管理体制の整備状況がわかる資料」
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇危機管理マニュアル等の資料 資料 4-2-2-(2)-01 「危機管理に係る資料」 資料 4-2-2-(2)-02 「危機管理に係る資料」
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 資料 4-2-2-(3)-01 「危機管理に係る訓練や講習会等の実

☒ 行っている ☐ 行っていない	施状況がわかる資料」 資料 4-2-2-(3)-02 「危機管理に係る訓練や講習会等の実施状況がわかる資料」
観点 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	
【留意点】 ○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料 資料 4-2-3-(1)-01 「外部資金の受入状況がわかる資料」
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ☒ 整備されている ☐ 整備されていない	◇管理体制がわかる資料（規程等） 資料 4-2-3-(2)-01 「公的研究費を適正に管理する体制がわかる資料」 資料 4-2-3-(2)-02 「公的研究費を適正に管理する体制がわかる資料」
観点 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。 ○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点 4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している ☐ 活用していない	◇ 活用状況がわかる資料 ※平成 29 年度に交流実績があるもののみ掲載 資料 4-2-4-(1)-01 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-02 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-03 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-04 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-05 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-06 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-07 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-08 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-09 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-10 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-11 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-12 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-13 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-14 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-15 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-16 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-17 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-18 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」

	資料 4-2-4-(1)-19 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-20 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-21 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-22 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-23 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-24 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」 資料 4-2-4-(1)-25 「外部の教育・研究資源の活用状況がわかる資料」
観点 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。	
【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。	
関係法令	(設)第 10 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) SD等を実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇規程等の資料 資料 4-2-5-(1)-01 「SDに関する規則」 ◇実施状況（参加状況等）がわかる資料 資料 4-2-5-(1)-02 「SDの実施状況がわかる資料」
4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点	
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。	
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。	
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。	
関係法令	(施)第172条の2、(施)第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ☒ 教育研究上の基本組織 ☒ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☒ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☒ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☒ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ☒ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☒ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ☒ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料 資料 4-3-1-(1)-01 「刊行物の該当箇所がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-02 「本校の教育上の目的がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-03 「学校教育法施行規則第165条の2第1項に規定する3つの方針がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-04 「教育研究上の基本組織がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-05 「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-06 「入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」 資料 4-3-1-(1)-07 「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-08 「年間の授業の計画がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-09 「年間の授業の計画がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-10 「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-11 「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-12 「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-13 「授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用がわかる資料」 資料 4-3-1-(1)-14 「高等専門学校が行う学生の修学、進路

	選択及び心身の健康等に係る支援がわかる資料」 ◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表
(2) 特に、高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針について、学校内の構成員への周知を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇周知状況がわかる資料 資料 4-3-1-(2)-01 「高等専門学校の教育上の目的について、学校内の構成員への周知状況がわかる資料」 資料 4-3-1-(2)-02 「学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針について、学校内の構成員への周知状況がわかる資料」 資料 4-3-1-(2)-03 「学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針について、学校内の構成員への周知状況がわかる資料」 資料 4-3-1-(2)-04 「学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針について、学校内の構成員への周知状況がわかる資料」
4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 4

優れた点
収支計画の立案は、一部の関係者だけではなく全学的な視野を持った予算専門委員会で行っている。
改善を要する点
該当なし

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点	
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	
観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】	
○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。	
関係法令	（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■配置している □配置していない	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 資料 5-1-1-(1)-01 「教育課程の編成と適切な授業科目の配置」 資料 5-1-1-(1)-02 「カリキュラム・ポリシーと学習・教育サブ目標との対応を示したガイドブック」
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■配慮している □配慮していない	◇配慮していることがわかる資料 資料 5-1-1-(2)-01 「一般科目の配置の配慮」
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料 資料 5-1-1-(3)-01 「進級に関する規定」
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） 資料 5-1-1-(4)-01 「1年間の授業が35週であることを示した規定」 資料 5-1-1-(4)-02 「年35週を定めた行事予定表」
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。） 資料 5-1-1-(5)-01 「特別活動の実施状況がわかる資料」
観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	
【留意点】	
○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成につ	

いて分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。	
関係法令	(設) 第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □他学科の授業科目の履修を認定 ■インターンシップによる単位認定 ■正規の教育課程に関わる補充教育の実施 □専攻科課程教育との連携 ■外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ■資格取得に関する教育 ■他の高等教育機関との単位互換制度 ■個別の授業科目内での工夫 ■最先端の技術に関する教育 □その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-01 「インターンシップ（校外実習）の単位数」 資料 5-1-2-(1)-02 「インターンシップの単位認定」 資料 5-1-2-(1)-03 「外国語の基礎能力の育成」 資料 5-1-2-(1)-04 「外国語の基礎能力の育成」 資料 5-1-2-(1)-05 「資格取得に関する教育」 資料 5-1-2-(1)-06 「他の高等教育機関との単位互換制度」 資料 5-1-2-(1)-07 「個別の授業科目内での工夫」 資料 5-1-2-(1)-08 「個別の授業科目での工夫」 資料 5-1-2-(1)-09 「最先端の技術に関する教育」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■適切に取り扱っている □適切に取り扱っていない □単位互換制度を設けていないので、該当しない	◇単位互換制度の内容がわかる資料 （再掲） 資料 5-1-2-(1)-06 「他の高等教育機関との単位互換制度」
観点 5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 （注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能	

力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料 5-1-3-(1)-01 「創造力をはぐくむ授業の工夫（全学科対象）」 ◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-3-(1)-02 「創造力を育む教育（講義）」 資料 5-1-3-(1)-03 「創造力を育む教育（講義）」 ◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料 5-1-3-(1)-04 「創造力を発揮した成果発表「発酵を科学する」」 資料 5-1-3-(1)-05 「創造力発揮の成果 アプリコンテスト受賞者と有識者意見交換会」 資料 5-1-3-(1)-06 「創造力発揮の成果 sigfox 受賞」 資料 5-1-3-(1)-07 「創造力発揮の成果「IoT」 資料 5-1-3-(1)-08 「創造力発揮の成果 H30 年度理事長賞受賞」
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。） 資料 5-1-3-(2)-01 「実践力を育む教育の工夫 アクティブラーニング」 資料 5-1-3-(2)-02 「実践力を育む教育の工夫 アクティブラーニング」 資料 5-1-3-(2)-03 「実践力を育む教育の工夫 アイデアソン」 ◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-3-(2)-04 「実践力を育む教育の工夫 3年アイデアソン」 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成

	果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。
5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	
観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☒ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料 5-2-1-(1)-01 「授業形態バランスを考慮したカリキュラム設定」 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 本校は、早期技術者教育を行うために、1年生より専門科目を配置し、学年の進行とともに専門科目の割合を増やしている。また、専門科目では、理論、実験・実習、演習のバランスを考慮し、1年生より実験・実習、演習科目を開講している。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 教材の工夫 ☒ 少人数教育 ☒ 対話・討論型授業 ☒ フィールド型授業 ☒ 情報機器の活用	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 資料 5-2-1-(2)-01 「一般科目の選択による少人数教育」 資料 5-2-1-(2)-02 「電気情報工学科と物質工学科における少人数教育」 資料 5-2-1-(2)-03 「対話型授業」 資料 5-2-1-(2)-04 「対話型授業 微生物工学アクティブラーニング」 資料 5-2-1-(2)-05 「対話型授業 1 M 機械工学概論」

■基礎学力不足の学生に対する配慮 □一般科目と専門科目との連携 □その他	資料 5-2-1-(2)-06 「対話型授業 4C コース演習」 資料 5-2-1-(2)-07 「対話型授業 英語 全学科」 資料 5-2-1-(2)-08 「情報機器の活用 1、2 年情報基礎、情報処理」 資料 5-2-1-(2)-09 「基礎学力不足の学生に対する配慮（教務指導部補講募集）」 資料 5-2-1-(2)-10 「基礎学力不足に対する配慮 数学科補講募集、実施要項」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	（設）第 17 条、第 17 条の 3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■授業科目名 ■単位数 ■授業形態 ■対象学年 ■担当教員名 ■教育目標等との関係 ■達成目標 ■教育方法 ■教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■成績評価方法・基準 ■事前に行う準備学習 ■高等専門学校設置基準第 17 条第 3 項の規定に基づく授業科目か、4 項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■教科書・参考文献	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料 資料 5-2-2-(1)-01 「シラバスの作成例」 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。

☐ その他	
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている □ 改善を行っていない	◇ 活用状況がわかる資料 資料 5-2-2-(2)-01 「シラバス利用状況調査結果と分析評価」 ◆ 改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 これまでフィードバックの実施がなかったため、令和元年度より実施。
(3) 設置基準第 17 条第 3 項の 30 単位時間授業では 1 単位当たり 30 時間を確保しているか。 ■ 確保している □ 確保していない	◇ 状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料 5-2-2-(3)-01 「年 30 回の授業を盛り込んだ行事予定表」
(4) (3) の 30 単位時間授業では、1 単位時間を 50 分としているか。 □ 1 単位時間＝50 分で規定・運用 ■ 1 単位時間＝50 分で規定、45 分で運用	◆ 1 単位時間を 50 分以外で運用している場合は、標準 50 分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 資料 5-2-2-(4)-01 「1 時間単位 50 分規定（45 分運用）による授業終始時間」 期末試験後に試験返却を含めた授業を実施し、また、期末試験の時間も含めると実質的には 50 分相当の授業を実施している。
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて 45 時間であることを明示しているか。 ■ 明示している □ 明示していない	◇ シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料 5-2-2-(5)-01 「シラバスへの学修単位の表記方法」 資料 5-2-2-(5)-02 「学修単位を明示した資料」
(6) (5) の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 □ 授業外学習の時間の把握 □ その他	◇ チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料 5-2-2-(6)-01 「自宅学習の必要性及び学習方法を示した通知文」 ◆ その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点 ５－３ 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点５－３－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第 17 条の 3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所 資料 5-3-1-(1)-01 「成績評価及び単位認定に関する規則」
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料 5-3-1-(2)-01 「進級判定会議資料」 資料 5-3-1-(2)-02 「卒業判定会議資料」
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☒ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料 資料 5-3-1-(3)-01 「学修単位一覧」 資料 5-3-1-(3)-02 「シラバスに記載された方法による評価方法の確認」 資料 5-3-1-(3)-03 「2018（平成 30）年度_学修単位科目の実施報告書確認一覧」
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料 5-3-1-(4)-01 「成績評価方法および単位認定（合格基準）を示す資料」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☒ 把握している	◇認知状況がわかる資料 資料 5-3-1-(5)-01 「成績評価および単位認定の認知度調査の分析評価」

☐ 把握していない	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料 5-3-1-(6)-01 「再試験・追試験規定」
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☒ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料 5-3-1-(7)-01 「成績評価に関する異議申立書」
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック ☒ する。) ☒ 成績評価の妥当性の事後チェック ☒ 答案の返却 ☒ 模範解答や採点基準の提示 ☐ GPAの進級判定への利用 ☒ 成績分布のガイドラインの設定 ☒ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☒ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 資料 5-3-1-(8)-01 「成績評価の保存」 資料 5-3-1-(8)-02 「答案保存、答案の返却、模範解答、採点基準を示す資料」 資料 5-3-1-(8)-03 「複数年次にわたり同じ問題でないか、問題のレベルのチェック」 資料 5-3-1-(8)-04 「成績分布のガイドライン」 各科目の成績評価は、各教員がシラバスに記載した方法で評価し、期末試験後に適切な評価を行なったかどうか各担当教員自身が行い、その結果を実施確認書に記載するように定めている。教務委員及びプログラム委員は、実施確認書、成績一覧表、試験問題、模範解答、答案等を集約し、適切に処理されているかを確認している。また、同じ問題が出題されていないか、問題のレベルは適切かの確認は、教務係が調査を行っている。なお、進級判定資料は教務係で作成し、教務指導部で確認後、学生全員の単位認定及び進級・卒業判定を実施している。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点 5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第117条 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒ ）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料 5-3-2-(1)-01 「修業年限は5年であると定めた規則」
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇定めている該当規程や卒業認定基準 資料 5-3-2-(2)-01 「卒業判定基準を記載したガイドブック」
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ☒ 認定している ☐ 認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 （再掲） 資料 5-3-1-(2)-02 「卒業判定会議資料」
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料 5-3-2-(4)-01 「卒業認定に関する規則」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☒ 把握している ☐ 把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料 5-3-2-(5)-01 「卒業認定基準を周知する資料」
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準5

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	
観点6-1-1① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
関係法令	(設)第3条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学選抜の基本方針に沿った入学選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇入学選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 資料 6-1-1-(1)-01 「三つの方針（本科）」 資料 6-1-1-(1)-02 「本科学生募集要項」 資料 6-1-1-(1)-03 「入学選抜実施要領」
観点6-1-1② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇検証する体制に関する資料 資料 6-1-2-(1)-01 「入学選抜実施規則」 ◇改善に役立てる体制に関する資料 （再掲） 資料 6-1-2-(1)-01 「入学選抜実施規則」
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料 資料 6-1-2-(2)-01 「H29、30年度入試検証」

☒ 行っている ☐ 行っていない		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☒ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない		◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 (再掲) 資料 6-1-2-(2)-01 「H29、30 年度入試検証」 平成 25～29 年度に入学した学生の入試倍率が減少したため、平成 29 年度に本科入試の検証を行った。その検証に基づいて、平成 30 年度入学生より推薦基準の見直しと学力試験への面接の導入を行なった。そして、平成 30 年度にその新方式の検証を行い、効果があったことを確認した。
観点 6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。		
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。		
関係法令	(設) 第 4 条の 2、第 5 条第 2 項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 45 号)	
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を学科ごとに 1 学級当たり 40 人を標準として、学則で定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない		◇学則の該当箇所 資料 6-1-3-(1)-01 「入学定員を定めた学則」
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない		◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 (再掲) 資料 6-1-2-(1)-01 「入学者選抜実施規則」
(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☒ 適正である		◇【別紙様式】 平均入学定員充足率計算表

☐ 超過又は不足がある	
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない ☒ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。
6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準6

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点	
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 学生の成績（卒業時の GPA 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する	
□満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 7-1-1-(1)-01 「卒業判定会議が卒業判定に関する審議を行う会議であることを示す資料」 資料 7-1-1-(1)-02
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■把握・評価している □把握・評価していない	「学生が卒業時に身に付ける能力等を評価する組織」 ◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料 資料 7-1-1-(2)-01 「ディプロマ・ポリシーと学習・教育目標を定めた資料」 資料 7-1-1-(2)-02
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	「卒業判定資料」 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 7-1-1-(2)-03 「学生が卒業時に身に付けるべき能力を把握・評価する資料」 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 本校は、 資料 7-1-1-(1)-01 に示した卒業要件を満たすかどうかを、 資料 7-1-1-(2)-02 の「卒業判定資料」を基に判定し、卒業の認定を行っている。その結果、平成 30 年度は休学者を除く本科 5 年生 148 名の内 147 名の卒業を認定した（1 名は単位不足のため原級）。また、学生が卒業時に身に付けるべき能力は、 資料 7-1-1-(2)-03 の「卒業時までに身に付けるべき能力評価表」によって把握・評価した。全ての学生が、「卒業時までに身に付けるべき能力評価表」

	に記載された科目の全てを修得していないものの、各能力に対応したほとんどの科目を修得しているので、本科5年生 148 名において学習・教育の成果が認められると判断した。
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 7-1-2-(1)-01 「学生・卒業生・進路先関係者等から意見聴取する組織」 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料 7-1-2-(2)-01
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	「学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力を把握・評価する資料」 資料 7-1-2-(3)-01 「卒業後の卒業生意見聴取の結果に関する資料」 資料 7-1-2-(4)-01
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	「進路先の意見聴取の結果に関する資料 1」 資料 7-1-2-(4)-02 「進路先の意見聴取の結果に関する資料 2」 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 7-1-2-(5)-01
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	「卒業時に身に付けた学力、資質・能力に関する評価」 ◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる	卒業生自身が答えた卒業時に身に付けた資質・能力については、英語力を除いて、協力・協調力、グループワーク力、コミュニケーション力など、比較的良好な結果が得ら

☐ 認められない		れた。一方、企業から見て優れている資質、能力は、挨拶、協調性・チームワーク力、論理的思考力、責任感、専門基礎知識(数学、物理等)等であった。進学先の評価では、全般的におおむね優れているとの回答であったが、英語力の強化の要望が非常に強かった。総評として、本校の教育は効果が上がっていると判断するが、英語力向上のための教育プロジェクトの要求、授業改善など英語力向上に関しては全校的に取り組む課題と考える。
観点 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。		
【留意点】なし。		
関係法令	(法)第 122 条 (施)第 178 条	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない		◇【別紙様式】卒業生進路実績表 資料 7-1-3-(1)-01 「過去 5 年間の求人倍率・就職決定率・進学者数」 資料 7-1-3-(1)-02 「過去 5 年間の進学先」
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない		◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像に合った成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 過去 5 ヶ年間の求人率は平均して約 20 倍であり、就職率は 100%を堅持できていることから、企業が求める人材を養成していると言える。また、企業先のアンケート結果及び進学先アンケートから見ても、良好な結果が出ているので、本校卒業生は各学科が養成しようとする人材像に適したものとなっていると言える。
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし		

基準 7

優れた点

該当なし
改善を要する点
該当なし

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 該当なし(評価書 I (1) 4. で特例適用専攻科と JABEE 認定プログラムについて記載していますが、その結果は利用しません。)	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■配置している □配置していない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 資料 8-1-1-(1)-01 「専攻科設置_目的及び専攻と定員」 資料 8-1-1-(1)-02 「カリキュラム・ポリシー」 資料 8-1-1-(1)-03 「専攻科開設科目一覧(教育課程表)」 資料 8-1-1-(1)-04 「本科 4 年以降の科目の流れ」 資料 8-1-1-(1)-05 「JABEE 基準と学習・教育到達サブ目標の対応」 資料 8-1-1-(1)-06 「達成度評価対象科目の評価方法と評価基準」
観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 該当なし(評価書Ⅰ(1)4. で特例適用専攻科と JABEE 認定プログラムについて記載していますが、その結果は利用しません)。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ■考慮している □考慮していない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料 資料 8-1-2-(1)-01 「準学士課程からの発展を考慮した専攻科の科目群」
観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、JABEE 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 該当なし(評価書Ⅰ(1)4. で特例適用専攻科と JABEE 認定プログラムについて記載していますが、その結果は利用しません)。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■採用されている □採用されていない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料 8-1-3-(1)-01 「準学士課程からの発展を考慮した専攻科の科目群」 資料 8-1-3-(1)-02 「専攻科(＋本科 4、5 年)の授業形態(座学(講義)・演習・実験実習)と時間数」 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 専攻科教育課程の授業形態を講義、演習及び実験の科目数の割合で比較すると、講義の占める割合が多くなっているが、時間数で比較すると実験実習に多くの時間を割

	いており、実践的技術者を重視した授業形態となっている（再掲 資料 8-1-3-(1)-01、資料 8-1-3-(1)-02）。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■教材の工夫 ■少人数教育 ■対話・討論型授業 □フィールド型授業 ■情報機器の活用 □基礎学力不足の学生に対する配慮 □一般科目と専門科目との連携 ■その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 資料 8-1-3-(2)-01 「学習指導上の工夫例（創造デザイン演習）」 資料 8-1-3-(2)-02 「学習指導上の工夫例（文章表現法）」 資料 8-1-3-(2)-03 「学習指導上の工夫例（応用物理特論）」 資料 8-1-3-(2)-04 「学習指導上の工夫例（応用情報処理）」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 教育内容に応じた適切な学習指導法として、「創造デザイン演習」等における少人数グループ演習・外部評価(左欄の「その他」相当)・多数数教員の評価(再掲 資料 8-1-3-(2)-01)があり、その他の一般科目担当者による対話討論型、プレゼンテーションを交えた演習をしている（再掲 資料 8-1-3-(2)-02、資料 8-1-3-(2)-03、資料 8-1-3-(2)-04）。
観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法) 第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 該当なし(評価書 I (1) 4. で特例適用専攻科と JABEE 認定プログラムについて記載していますが、その結果は利用しません)。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料 資料 8-1-4-(1)-01 「研究指導の例_「2018(平成 30)年度_専攻科特別研究 I 発表梗概例」」 資料 8-1-4-(1)-02 「研究指導の例「2018(平成 30)年度_専

	攻科特別研究Ⅰ アイデアに関する報告書例」 資料 8-1-4-(1)-03 「研究指導の例「2018(平成 30)年度_専攻科特別研究Ⅰ_質疑回答書例」 資料 8-1-4-(1)-04 「研究指導の例「2018(平成 30)年度_専攻科特別研究Ⅱ_発表梗概例」 資料 8-1-4-(1)-05 「研究指導の例「専攻科特別研究Ⅱ_達成度評価要綱と評価票(全専攻)」 資料 8-1-4-(1)-06 「研究指導の例「2018(平成 30)年度_学修総まとめ科目報告書_成果の要旨例」 資料 8-1-4-(1)-07 「研究指導の例「2018(平成 30)年度_専攻2年生_学協会等発表一覧_生産デザイン工学プログラム修了判定会議資料」 資料 8-1-4-(1)-08 「2019(平成 31)年度_技術支援センター運営委員会議事要録「技術職員への支援要請具体例」
観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 該当なし(評価書Ⅰ(1)4.で特例適用専攻科と JABEE 認定プログラムについて記載していますが、その結果は利用しません)。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■策定している □策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所 資料 8-1-5-(1)-01 「都城工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則」 資料 8-1-5-(1)-02 「生産デザイン工学プログラムの達成度評価対象・方法・基準」
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料 8-1-5-(2)-01 「専攻科修了判定会議資料」 資料 8-1-5-(2)-02 「生産デザイン工学プログラム修了判

	定会議資料」
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料 資料 8-1-5-(3)-01 「シラバス内の評価実施状況の把握例 1」 資料 8-1-5-(3)-02 「シラバス内の評価実施状況の把握例 2」 資料 8-1-5-(3)-03 「2018(平成 30)年度_技術者教育プログラム委員会における自己学習の評価状況チェック(実施報告書による)一覧」 資料 8-1-5-(3)-04 「2019(平成 31)年度_技術者教育プログラム委員会における自己学習の評価状況チェック(実施報告書による)一覧」
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料 8-1-5-(4)-01 「シラバスによる科目単位の成績評価や単位認定基準の周知」 資料 8-1-5-(4)-02 「成績評価や単位認定に関する記載」 資料 8-1-5-(4)-03 「学習・教育到達目標のサブ目標単位毎の成績評価や単位認定要件の周知」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇認知状況がわかる資料 資料 8-1-5-(5)-01 「成績評価・単位認定・修了要件等の周知のための年度当初に実施する専攻科 1・2 年生へのオリエンテーション」 資料 8-1-5-(5)-02 「単位認定・修了要件周知のためのオリエンテーション資料」 資料 8-1-5-(5)-03 「成績評価および単位認定の認知度調査の分析評価」
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料 8-1-5-(6)-01 「専攻科における授業科目の履修等に関する規則_追試・再試の成績評価方法」 資料 8-1-5-(6)-02 「生産デザイン工学における追試・再試の成績評価方法」
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ある □ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料 資料 8-1-5-(7)-01 「シラバスにおける定期試験等後の成績通知・意見申立時間の設定」 資料 8-1-5-(7)-02 「専攻科行事日程における定期試験等後の成績通知・意見申立期間の設置」

	資料 8-1-5-(7)-03 「成績評価に対する異議申立書(書式)」
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック ■ する。) ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 成績評価はシラバスに明記された方法により行っている(再掲 資料 8-1-5-(3)-01、02)。単位認定及び専攻科修了判定は、「都城工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則」に基づいて適切に行っている(再掲 資料 8-1-5-(1)-01、02、8-1-5-(2)-01、02)。成績評価、単位認定及び修了判定に関しては、専攻科学生便覧、Web ページ、ガイド等に記載し、学生に周知している。「生産デザイン工学」プログラムの修了判定は、プログラム修了要件に基づいて適切に行っている(再掲 資料 8-1-5-(2)-01、02)。修了要件に関しては、「生産デザイン工学」プログラム履修の手引き等に記載し、学生に周知している(再掲 資料 8-1-5-(4)-02、03)。なお、追試験及び再試験についても同規則等に基づいて適切に行っている(再掲 資料 8-1-5-(6)-01、02)。成績評価に用いた答案等の資料は、シラバス内容の実施状況を記したものと一緒に保管している(再掲 資料 8-1-5-(3)-03、04)。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。 該当なし
観点 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法) 第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック ■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない (根拠理由欄) 該当なし(評価書 I (1) 4. で特例適用専攻科と JABEE 認定プログラムについて記載していますが、その結果は利用しません)。	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック ■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 学則等に、修業年限を 1 年以上と定めているか。 ■定めている □定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料 8-1-6-(1)-01 「専攻科の修業年限_2 年以上を定める規定」
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている該当規程や修了認定基準 資料 8-1-6-(2)-01 「専攻科_ディプロマ・ポリシー」
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■認定している □認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 （再掲）資料 8-1-5-(2)-01 「専攻科修了判定会議資料」 （再掲）資料 8-1-5-(2)-02 「生産デザイン工学プログラム修了判定会議資料」
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料 8-1-6-(4)-01 「成績評価や単位認定に関する記載」 資料 8-1-6-(4)-02 「学業を修めるためのガイドブック（学士課程用）」 資料 8-1-6-(4)-03 「年度当初における専攻 1、2 年生への修了要件の周知資料」 資料 8-1-6-(4)-04 「「生産デザイン工学」プログラム修了要件」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料 8-1-6-(5)-01 「成績評価・単位認定・修了要件等の周知のための年度当初に実施する専攻科 1、2 年生へのオリエンテーション」 資料 8-1-6-(5)-02 「年度当初における専攻 1、2 年生への修了要件の周知資料」 資料 8-1-6-(5)-03 「「生産デザイン工学」プログラム修了要件」
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の 5－1 及び 5－2 の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。	
該当なし	
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	

観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学選抜の基本方針に沿った入学選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■なっている □なっていない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇入学選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 資料 8-2-1-(1)-01 「専攻科アドミッション・ポリシー」 資料 8-2-1-(1)-02 「2020(令和2)年度専攻科学生募集要項」 資料 8-2-1-(1)-03 「2020(令和2)年度専攻科推薦・学力選抜実施要領」
観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇検証の体制に関する資料 資料 8-2-2-(1)-01 「専攻科入学選抜実施規則_学生受入の検証体制」 ◇改善に役立てる体制に関する資料 （再掲） 資料 8-2-2-(1)-01 「専攻科入学選抜実施規則_学生受入の検証体制」
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 資料 8-2-2-(2)-01 「専攻科入学選抜方法の適性判断検証資料 1_専攻科入学数及び定員に対する割合」 資料 8-2-2-(2)-02 「専攻科入学選抜方法の適性判断資料 2_過去5年の専攻科修了率と退学者の理由」 資料 8-2-2-(2)-03 「専攻科入学選抜方法の適性判断資料 3_過去5年の専攻科2年生の学位取得率」

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■改善に役立てている □改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 (2)の資料に基づいてアドミッション・ポリシーの修正を検討したが、修正の必要はないと判断した。 資料 8-2-2-(3)-01 「入学後の経過を考慮したアドミッション・ポリシーの修正検討結果」
観点 8-2-③ 実入学数、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■定めている □定めていない	◇学則等の該当箇所 資料 8-2-3-(1)-01 「学生定員を専攻ごとに定めた学則」
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料 8-2-3-(2)-01 「専攻科入学選抜実施規則_入学数の把握・改善体制」
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学数が適正であるか。 ■適正である □超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表 資料 8-2-3-(3)-01 「専攻科専攻別入学数及び入学定員に対する割合」 資料 8-2-3-(3)-02 「平均入学定員充足率計算表」
(4) 過去5年間で、実入学数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 □行っている □行っていない ■過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 該当しない
8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	
観点 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する □ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している □ 整備していない	◇ 体制の整備状況がわかる資料 資料 8-3-1-(1)-01 「成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制」 ◇ 成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 資料 8-3-1-(2)-01 「専攻科修了判定会議資料」 資料 8-3-1-(2)-02 「生産デザイン工学プログラム修了判定会議資料」
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している □ 把握・評価していない	◇ 把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 8-3-1-(2)-03 「学業を修めるためのガイドブック（学士課程用）」
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる □ 認められない	◆ 左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 「生産デザイン工学」プログラムの学習・教育サブ目標を達成することにより、それらの目標に対応した「修了までに身につける能力」を修得できる仕組みになっている。なお、平成30年度修了生全員が学習・教育サブ目標を達成したので、「修了までに身につける能力」も全員が修得した。
観点 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	

【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 8-3-2-(1)-01「学生・卒業（修了）生・進路先関係者等からの意見聴取する組織」 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料 8-3-2-(2)-01「修了時の達成度自己評価調査結果」 資料 8-3-2-(3)-01「専攻科修了後の修了生意見聴取の結果に関する資料」 資料 8-3-2-(4)-01「進路先の意見聴取の結果に関する資料 1」 資料 8-3-2-(4)-02「進路先の卒業生意見聴取の結果に関する資料 2」 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 8-3-2-(5)-01「修了時の達成度自己評価調査結果の検討」 資料 8-3-2-(5)-02「学習成果の効果に関する評価」
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 修了生自身が答えた卒業時に身に付けた資質・能力については、協力・協調力、グループワーク力、コミュニケーション力など、比較的良好な結果が得られた。一方、企業から見て優れている資質、能力は、挨拶、協調性・チームワーク力、論理的思考力、責任感、専門基礎知識(数学、物理等)等であった。進学先の評価では、全般的におおむね優れているとの回答であったが、英語力の強化の要望が非常に強かった。総評として、本校の教育は効果が上がっていると判断するが、英語力向上のための教育プロジェクトの要求、授業改善など英語力向上に関しては全校的に取り組む課題と考える。
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	

観点 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇【別紙様式】修了者進路実績表 資料 8-3-3-(1)-01 「専攻科修了者の進路実績（就職）」 資料 8-3-3-(1)-02 「専攻科修了者の進路実績（進学）」 資料 8-3-3-(1)-03 「専攻科修了者の産業別就職状況」 資料 8-3-3-(1)-04 「専攻科修了者の進学先」
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 専攻科課程の修了生の約 8 割が就職し、残り 2 割が進学している。進路決定率は毎年 100%である。産業分類別就職先は、建設業、化学工業及び電気機械器具が大半であり、進学先は全てが工学系である。また、企業先のアンケート結果及び進学先アンケートから見ても、良好な結果が出ているので、本校修了生は各専攻が養成しようとする人材像に適したものとなっていると言える。
観点 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「口学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学位の取得を目的としていないので、該当しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇学位取得状況がわかる資料 資料 8-3-4-(1)-01 「過去 5 年間における専攻科 2 年生の学位取得割合」
8-3 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性	

や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
該当なし

基準 8

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし